破産手続廃止

平成２０年（フ）第７７２号
千葉県船橋市北本町２丁目62番５―505号、開始決定時の住所千葉県船橋市夏見４丁目１番24号
破産者　松村　勝義
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３３６９号
横浜市南区永田山王台35番25号
破産者　アイディングテクニカルサービスセンター株式会社
１　決定年月日　平成24年４月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６１８号
静岡県磐田市富士見台８番地７　ＫＮハイツⅠ―202、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市南区安松町61番地の11　レオパレストワ101
破産者　神谷　秀樹
１　決定年月日　平成24年４月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第６１号
愛媛県今治市中浜町２丁目２番地16
破産者　株式会社日吉屋商店
１　決定年月日　平成24年４月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
松山地方裁判所今治支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６２号
愛媛県今治市中浜町２丁目１番地の14
破産者　青野　　享
１　決定年月日　平成24年４月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第５１号
愛媛県今治市美保町１丁目１番16号
破産者　豊島　和子
１　決定年月日　平成24年４月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第９１２号
愛知県安城市和泉町神明18番地１
破産者　日新建設工業株式会社
１　期日　平成24年６月11日午後２時55分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年４月４日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第１００１号
鳥取市千代水１丁目100番地
清算株式会社　株式会社エス・アイ・エス・ディ鳥取
清算人　門脇　正幸
１　決定年月日　平成24年３月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第１００２号
鳥取市千代水１丁目100番地
清算株式会社　株式会社アイシンビル
清算人　門脇　正幸
１　決定年月日　平成24年３月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所民事部

監督命令

平成２４年（再）第２号
北九州市門司区浜町１番29号
再生債務者　福岡スプリットン工業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　北九州市小倉北区金田２丁目２番５号　以和貴金田Ⅱ702号　弁護士　田村　一巳
平成24年４月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
京都市下京区七条通烏丸西入西境町162番地
再生債務者　株式会社マジックハンド治療院
１　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年６月４日から平成24年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部

平成２３年（再）第１号
島根県出雲市荒茅町2808番地１
再生債務者　有限会社はら屋
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年６月14日から平成24年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第２号
横浜市中区山下町23番地
再生債務者　セントラルビル株式会社
１　決議に付する計画案　平成24年３月９日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月18日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年５月16日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月16日
平成24年４月３日
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第１号
福井市和田東１丁目1609番地１
再生債務者　北陸王ホールディングス株式会社（旧商号オイシーズ株式会社）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年４月３日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第５号
北海道小樽市張碓町546番地８
再生債務者　藤野磨貴子
１　決定年月日時　平成24年４月２日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月23日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月７日から平成24年５月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（再イ）第９号
埼玉県吉川市大字保865番地１ドムールセゾン203号、旧住所埼玉県吉川市高久２丁目12番地11レオパレス吉川第１―101号
再生債務者　杉村　　篤
１　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月23日まで
４　一般異議申述期間　平成24年５月７日から平成24年５月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係